

豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例をここに公布する。

令和5年12月15日

豊橋市長 浅井由崇

豊橋市条例第42号

豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条に基づき、文化・運動・社会教育施設特別用途地区内における建築物の建築の制限の緩和並びに建築物の敷地、構造及び建築設備（以下「敷地等」という。）に対する制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された特別用途地区が定められている東三河都市計画特別用途地区のうち、文化・運動・社会教育施設特別用途地区の区域（以下「対象区域」という。）に適用する。

(建築物の建築の制限の緩和)

第3条 対象区域にあっては、法第48条第5項の規定にかかわらず、観覧席（対象区域内における床面積の合計が10,000平方メートル以下となるものに限る。以下この条において同じ。）であって屋外運動場に附属するもの（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）（洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような河岸侵食が発生するおそれがある範囲として河川管理者が公表する区域をいう。）を除く区域にあっては、観覧席を有する運動施設、劇場、音楽堂、演芸場、展示場、集会場（市民館を除く。）、美術館及び博物館を含む。以下「建築物」という。）を建築することができる。

(建築物の敷地等に関する制限)

第4条 建築物を建築する場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象区域の境界線から20メートル以内に建築してはならない。ただし、対象区域の境界線が河川区域に接する範囲については、この限りでない。
- (2) 外壁及び屋根又は屋根の直下の天井の室内に面する部分の遮音性能は、次の

表の左欄に掲げる振動数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる透過損失の数値以上であること。

振動数	透過損失
125ヘルツ	25デシベル
500ヘルツ	40デシベル
2,000ヘルツ	50デシベル

(3) 開口部（外部に面する窓及び出入口の用に供するものをいう。）の遮音性能は、次の表の左欄に掲げる振動数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる透過損失の数値以上であること。

振動数	透過損失
125ヘルツ	15デシベル
500ヘルツ	30デシベル
2,000ヘルツ	30デシベル

(4) 屋外照明設備は、照明の対象としているもの以外への照射を抑制した設備とすること。

(5) 屋外音響設備は、音響の対象としているもの以外への音の伝達を抑制した設備とすること。

2 次の各号のいずれかに該当する措置等をするときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる措置と同等以上の効果があると認められる遮蔽物等を築造等するとき。

(2) 更衣室、倉庫その他の建築物に附属するものであって、対象区域の周辺的环境を害するおそれがないものとして市長が適当と認めたとき。

附 則

この条例は、文化・運動・社会教育施設特別用途地区の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から施行する。